

平成25年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

ますます複雑多様化する生活環境や福祉ニーズに対し必要とされるサービスを迅速に紹介、提供できるよう窓口相談業務の強化を図り対応していく。また、社協が各事業を行うことにより、地域住民、各関係機関と連携を取り、高齢者や障がいのある方々、見守りが必要な世帯等が住みなれた地域で安心して暮らせる地域福祉を目指す。更に、行政の示す地域福祉計画と共に社協が実施する地域福祉活動計画の実現を図り、住民一人ひとりが健やかに暮らせるまちづくりに寄与することを基本方針とする。

基本方針実現のため、6つの重点目標を掲げ、住民福祉サービスの向上に努める。

また福祉センター「ひばりの里」を地域福祉の拠点とし、住民の方々に各種福祉サービスの情報の発信を行うとともに広報誌やホームページにより、より社協への理解を深める機会とする。事業内容の見直し、柔軟な発想により、良質なサービスの提供に努める。

2. 重点目標

1. 地域福祉の拠点づくり

だれもが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、福祉センター「ひばりの里」が各種福祉サービスの情報の提供や心配ごと相談や介護相談など相談業務の拠点としての役割を担う。

2. 受託事業の推進

受託事業の活用により一人でも多くの方が住みなれた自宅で暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実や、サービスを必要とする方々の発見に努めるとともに、サービスの提供と潜在ニーズの掘り起こしに努める。

3. 地域福祉推進の担い手づくり

健康福祉まつりを中心とする各種イベントにおいて、ボランティアの大切さや福祉に関する理解を得る。更に地域福祉を実現するため各ボランティア団体の育成と人材発掘を図るとともに、個人ボランティアの活動のサポートと増員を図る。

4. 地域福祉推進の体制づくり

関係機関及び団体、施設等との連絡調整によるネットワークに加え地域住民参加による、地域に根ざした福祉サービスを推進する。

5. 福祉活動の財源の確保

だれもが安心して暮らせる地域社会を実現するため、各行政区の役員等の協力と特別会員の理解のもと、事業を行う上で貴重な財源である社協会費の理解と協力を求める。

更に、赤い羽根共同募金、善意銀行等の使途について広く公開をし、地域福祉・在宅福祉のための活動の充実を求める。

また、誰でもできる福祉活動としてペットボトルのキャップの回収（エコキャップ）など、引き続き周知を行う。

6. 組織体制の強化

地域福祉係、地域包括支援センター、地域ケアシステム、指定居宅介護支援事業所、更にデイサービス、ホームヘルパー等との連携の強化、情報交換により潜在ニーズに対し、迅速なみまもりや支援ができるよう体制を強化する。

3. 実施事業

【一般事業】

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

社協が行う各事業が円滑に実施できるよう、行政機関、関係団体、関係者と連携協力をし、迅速かつ的確なサービスの提供と地域福祉の更なる充実を図る。

①会員の加入促進

社協が実施する事業をとおり、社協に対する理解と関心を持って頂き、社協会員の加入促進

を行う。

②広報活動

社協の事業や福祉サービスが、必要とされる方々に分かりやすく伝わるよう、「社協旬報」や「社協だより」、ホームページを活用し、広報活動を行う。

(2) 社会福祉協議会事業・活動

複雑化する福祉ニーズが広がる中、ボランティアや地域住民の参加協力の呼びかけを積極的に行う。

健康福祉まつりなどを通じて、地域住民に情報の提供を行い、福祉意識の高揚を図る。また、エコキャップ活動や入れ歯の回収など誰もが身近に参加できるボランティア活動の周知を図る。

①健康福祉まつりの開催

②各種活動

入れ歯回収ボックス

エコキャップ活動

③理事会・評議員会・監事会の開催

2. 共同募金配分事業

赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動を誰もができるボランティア活動として、広く町民の皆様や企業の方へ展開し、戸別募金をはじめ街頭募金や学校募金、法人募金のご協力を頂けるよう広くご理解とご賛同を求めることに留意する。

町民や関係者の皆様から寄せられた募金は、福祉事業の重要な財源として、その8割は地元の社会福祉協議会が行う地域福祉活動に、そして2割は茨城県内の福祉施設・団体等の福祉事業推進のために役立てられる。

町の地域福祉活動として以下の事業を展開し、広く住民の皆様に福祉資源を還元する。

(1) 老人福祉活動

高齢者の生きがい活動として、老人大学開設や、健康創作活動として老人クラブ連合会主催による各競技大会の積極的な開催やシルバーリハビリ体操指導士会によるいきいきヘルス体操を行う。

更に、閉じこもり予防として福祉センターの送迎利用や各地域でのサロン立ち上げに側面的援助を行う。また、友愛訪問・配食サービス・昼食会等を開催し、布団クリーニング・訪問福祉美容やふれ愛ベンチ設置助成事業等の資金的援助の充実も図る。

①在宅福祉援助活動

(a) 友愛訪問

老人クラブ会員により、地域の寝たきりや病弱者等のお宅へ慰問活動を行う。

(b) 訪問福祉美容

在宅で寝たきりの理美容院に行くことが困難な男女へ、美容師が訪問し髪をカットする。(年3回)

(c) 布団クリーニングサービス

独居高齢者や高齢者のみの世帯、障がい等により寝たきりの状態にある方等の布団等を洗濯・乾燥・消毒サービスをする。(年2回)

(b) ひとり暮らし高齢者等配食サービス

独居高齢者や高齢者のみの世帯で調理の困難な方等に、昼食を配り、安否の確認も行う。(原則 毎月第2・第4水曜日)

(e) ひとり暮らし高齢者等給食サービス

独居高齢者や高齢者のみの世帯等で調理の困難な方を招待し、昼食会を行う。
(年1回)

②社会参加活動

- (a) 老人クラブのスポーツ活動振興、研修
- (b) 老人大学運営事業

7月の開講式から始まり、3月の卒業式まで町内外で毎月1回の多種多様な講座・研修を開催し、老人クラブの会員が地域の経済や社会の姿をよく知って、元気に若返り豊かな生活を送ることを目的としている。

「交通安全教室」や「節電と自然エネルギー」など現代社会に直面した生活講座や工場や消防署等の社会施設見学、歴史教室や研修旅行等の充実した学生生活を送る。今後も会員の健康増進と文化活動の充実に向けて、更なる講座の創意工夫やボリュームアップを目指すと同時に、各種団体や関係機関に呼び掛け、多くの講師の発掘に努めたい。

③団体援助活動

- (a) 老人クラブ連合会の運営補助

④ふれ愛ベンチ設置助成

町内の公共施設等に新規にベンチを設置するための助成を行い、高齢者や障がい児・者が安心、安全に過ごせる町づくりを図る。

(2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会の健常者とのふれあい事業や、手をつなぐ父母の会等の活動を援助する。

(3) 児童、青少年福祉対策

青少年健全育成事業と連携し、学校、施設及び関係団体の協力を得て、非行化防止と健全育成に努めるとともに、児童、生徒の健康福祉まつり等のボランティア活動を通して、福祉に対する意識の高揚を図る。また各行政区等の管理する遊具の整備を図るため助成金を交付する。

(4) 福祉育成・援助活動

民生委員、各行政区役員等の協力により低所得者、要援護世帯の把握をし、小口資金及び生

活福祉資金の貸付を行ない、更正のための指導を行なう。また、全戸配布の広報誌等により援助のための利用 PR を行う。

①法外援護事業

行路人援護や災害見舞金等をお渡しする。

②AEDの設置

(5) ボランティア活動育成事業

児童・生徒の福祉に対する関心が高まる中、小学校の総合的な学習の授業で取り組む「福祉」に対し、ボランティアや老人クラブ会員の派遣や、事務局の出前講習により高齢者疑似体験や車椅子体験など、いろいろな体験学習を行う。また、健康福祉まつりなど中学校の JRC 活動と協働しボランティアの意識の向上を図る。更に大規模災害発生時におけるボランティアのあり方について啓発、推進を図る。

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員の調査、協力により、町内の福祉サービス対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）へ、配分委員会による慎重な配分に努め、新たな年を迎える時期に、皆が安心して暮らすことが出来るよう役立てる。

3. 健康福祉まつり事業

住民一人ひとりの福祉に対する意識の高揚と、健康に対する理解を深め、少子高齢社会について関心と理解を深めることを目的とし、「健康福祉まつり」を実施する。

町と、ボランティア連絡協議会との連携を深め、各種ボランティア団体の自主的参加によりボランティア主導の開催を目指す。事務局の側面的支援により多くの住民が参加できるよう広報活動等尽力する。

[受託事業]

4. 地域ケアシステム推進事業

一人暮らしの高齢者及び障がい者とその家族、家庭の問題等で悩んでいる方の相談を受け、必要に応

じて保健、福祉、医療の関係者と連携して支援をする。

高齢化により対象者は増加しつつあるが、定期的に民生委員と同行訪問しながら対象者の現状を把握し、ニーズの発見に努める。

5. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として地域の方々への情報発信を行う。また公衆入浴施設でもあるため衛生管理を徹底する。また、限りある予算の中で修繕等の費用とその効果を踏まえ、利用者の快適な施設運営を提供する。館内において小規模なイベントを開催し、子供からお年寄りまで楽しめるふれあいの機会となるよう提供し、集客の増加を目指す。一方で来館者に快適な運営と同時に、年間を通し施設の節電や節水等に努め、費用の削減を図るとともに環境に配慮した運営をする。

6. 在宅福祉サービスセンター運営事業

ボランティアである住民の参加と協力により、簡単な家事援助や外出同行、通院送迎を非営利・有償で提供する住民主導のインフォーマルな福祉サービスである。当事業を社協がサービスセンターとなり推進することにより、同じ地域に住む住民同士の助け合い活動が成立し、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減が図れる。

今後も、更なる利用会員の掘り起こしや介護保険制度の狭間の補完的機能を担うために、ケアマネジャー・ホームヘルパー・地域包括支援センター・地域ケアシステムとの連携を図っている。

また、当事業のサービス内容向上のために、協力会員同士の定期的情報交換会の実施や、在宅福祉サービス県連絡会主催の講習会等にも積極的に参加する。

7. 心配ごと相談事業

高齢者・障がい者・生活困難世帯を始め、町民から寄せられるあらゆる相談に対して、適切な助言・提言による指導を行い、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とし、急変する社会生活環境の変化に対応するために開設し、関係機関等の協力も得ながら相談サービスに努め、その解決を図る。

また法律相談においては、弁護士との専門的知識と適切なアドバイスにより、それらの解決に向けて糸

口を探っていく。

今後も、現代の社会情勢における多様な問題の解決に向けて、関係機関と連携を取りながら相談事業体制を整備していく。

※一般相談・・・毎月第2・第4火曜日・午後1時30分より4時まで相談室において民生児童委員・身体障害者相談員等の協力を得て実施する。

※法律相談・・・毎月末の火曜日・完全予約制により午前9時より相談室において弁護士の協力を得て実施する。

8. 障害者移動支援事業

障がいにより移動が困難な方を対象に、移動支援にて外出する機会を設け、積極的に社会参加しやすい環境をつくる。外出することにより「選択の自由」の幅が広がるとともに、精神的安定が図られ、利用者個々の生活の維持向上へと繋げられるように安全に目的地までの外出の移動支援を行う。

9. 地域活動支援センター事業

障がいの種類や利用者のニーズが多様化する中、利用者の有する能力及び適応に応じた生産活動を実施するために牛乳パック製品のほか布・毛糸製品の製作も行う。そして、販売場所や機会を増やすことにより今後は更なる作業の充実を図る。

又、日常生活訓練のために入浴や清潔訓練を行う他、在宅で生活を営むことが出来る様、衣食住にも眼を向けた活動を行うと共に生産活動にも繋げていく。

職員も、障害の知識をより深め適切に対応していくために各種研修に参加していく。

10. 日常生活自立支援事業

町内に居住地があり、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力に要支援課題が生じて日常生活を営む上で支障があり、かつ親族等の支援を受けることが困難な方に対して、日常生活の金銭管理

者（法律行為以外）をお手伝いするサポート業務である。

例えば「通帳や印鑑が見つからない。どこにしまったか分からない」場合や「生活費の管理が心配」という日常生活に不安を持つ方に対して、社協で通帳や印鑑を無くさないように預かったり、生活費も月に数回届けたりする方法を探るなど、日常的金銭管理サービスを行う事業である。

実施主体の県社協より事業の一部を担当する基幹的社協として、今後も、このような住民の安心した生活を実現できるよう、利用対象者の調査業務や町行政機関及び民生委員との連携を深めるのに留意し、事業の浸透化・利用者の増加を強化していきたい。

【一般特別事業】

1 1. 善意銀行運営事業

住民の方々より寄せられた善意、寄付金、使用済み切手、ベルマーク等の資金や資源をもとに、社協が推進する各種地域福祉事業に活用する。また、地域福祉の充実や払出しを実施するため、善意銀行運営委員会を開催し、有効に活用する。更に小口資金貸付事業や公園整備など、貸付、助成等行う。

1 2. 福祉用具貸与事業

寝たきりの高齢者や身体に障がいのある方、また、怪我等により日常生活上、福祉用具を必要とする方に対して貸し出しを行なう。

（但し、社協会費を納めている世帯に対しての福祉用具については、当該年度内に車椅子を借りる場合6ヵ月間無料とし、特殊ベッドを借りる場合は介護用品を支給する。）

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急性の依頼に対しても対応する。また、ご利用後の補修・衛生管理にも気を配り、快適性も追求していきたい。

1 3. 生活福祉資金貸付事業

この制度は、国の制度で茨城県を通じて茨城県社会福祉協議会が、貸付を必要とする方の居住する市町村社会福祉協議会を窓口にするもので、この資金の貸付けと相談援助により、安心した生活を送れる

ようにすることを目的としている。

今後も、資金をご利用になる方の直接の窓口として、相手の立場に立って常に親身になって相談に応じ、県社協担当部署と密接に連絡を取り合い、様々な解決方法を模索しながら貸付に向けて糸口を探っていく。また、貸付世帯の自立して安定した生活を取り戻すため、担当地区の民生委員の支援と協力により対象世帯の自立と更生を目指し事業を展開する。

【公益事業】

〔介護保険事業〕

1 4. 指定居宅介護支援事業

4月からの介護保険法改正に対応するため、事業所内・外での会議や研修に積極的に参加し、質の向上とケアマネジャー間の連携を図っていく。

医療ニーズの高い方、病院から在宅に復帰される方、認知症高齢者など自宅で看取りたいと希望されるケースが増えている。主治医・看護師・ソーシャルワーカーなど医療と連携し、他職種協働で利用者が住み慣れた地域で生活していけるように、中立公正な立場で援助したい。

また、介護している家族も介護が長期化してくると介護疲れやストレスが多くなってくるので、介護者の負担軽減にも配慮していきたい。

更に介護相談の日を月2回設定し、介護に対する相談や申請方法などに無料対応する。

1 5. 指定訪問介護事業

地域に密着した事業所として、「元気に・明るく・笑顔で」のキャッチフレーズのもと、多くの利用者が安心してサービスを受けられるよう、個々のニーズに沿ったサービス提供を今後も目指す。各利用者が住み慣れた家庭で自立した日常生活を継続させるためにも、生活の中の問題点等を抽出し各関係機関との連携を充実させ、チームアプローチによる支援体制を構築する。職場内研修や職場外研修を充実さ

せるだけでなく、自らのスキルアップを図るよう自己の意識啓発・業務啓発に力を注ぎ、事業所全体で能力開発への取り組みを行う。

事業の周知として、ひばりの里ホールにてポスターを掲げ今後も事業内容を PR していく。

16. 指定通所介護事業

介護保険開始から13年目を向かえ、4月より介護保険法改正となりサービスの見直しや加算の状況が変わり、より福祉サービスの質を求められると考える。

また、事業所ごとの転換期を迎えており、拡大や縮小する事業所が増えている中で、継続してサービスを提供できるよう、従事者の向上を図る研修やカリキュラム等を今後も行い、要支援、要介護になった高齢者に身体的、精神的機能等の維持向上を図るとともに個々のニーズに対し、より良いサービス提供が出来るよう、介護技術及び専門知識、接遇のスキルアップ等に努める。

利用者の自立に向け更なる飛躍が出来る様、各関係機関との連携を行い、地域に密着した質の高いサービスを提供する為、ボランティアの受入や新たなサービスを取り入れ、利用者の拡大に努める。

〔地域包括支援センター事業〕

17. 地域包括支援センター事業

今年度より町より委託を受け、要支援・要介護になるおそれのある高齢者に心身機能の改善や環境調整などを通じて要介護にならず、自立した生活が出来るよう支援する。

また、支援が必要な対象者（要支援1・2）にはケアプランを作成し、要介護状態にならないよう支援する。

一般高齢者には、講習会やシルバーリハビリ体操などを実施し、元気で健やかな生活を送る一助を担う。

〔障害者自立支援事業〕

18. 指定居宅介護事業

利用者の人権やプライバシーを尊重しながら、自己決定やサービスの選択を支援するとともに地域の実情に応じた様々な生活支援体制を構築する。また身体機能の維持・向上に努め、心身状況の変化に順応したサービスの提供を目指す。

〔自主事業〕

19. あったかサービス事業

多くの人々が望まれている「住み慣れた家庭や地域での安定した生活」が継続でき、介護保険対象者への移行にならないよう支援するとともに、幅広い利用者への浸透を図り、地域住民に密着したサービス事業として支援を継続する。今後も広報啓発に努め、事業を推進・普及させ、介護保険制度では補えない部分の補完的役割に努める。